## 鳥取県告示第812号

平成19年鳥取県告示第405号(国土調査法による事業計画の決定について)により告示した平成19年度における 地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う 者の名称	調査地域	調査期間	変更前後別	調査面積(平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市雲山、大杙、新、正蓮寺、面	平成20年3月31日まで	変更前	5. 51
	影一丁目、面影二丁目、吉成、大覚寺、福部町蔵見、国府町神垣、河原町高福、河原町山手、用瀬町別府、 気高町日光、鹿野町乙亥正及び青谷		変更後	5. 54
\(\daggregartarrow\)	町小畑の各一部		亦 声 並	0.77
米 子 市	米子市淀江町稲吉の一部	<i>II</i>	変更前変更後	0. 77 0. 71
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、山上、		変更前	7. 55
	見槻、志子部及び奥野の各一部、茂谷の全部	n	変更後	8. 78
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤		変更前	3. 31
	津、大字野方、大字白石、大字方地、 大字漆原、大字北福、大字門田、大字 佐美及び大字埴見の各一部	IJ	変更後	3. 42
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字八橋、		変更前	2. 77
	大字美好、大字三保、大字公文、大字 字倉坂、大字山田及び大字大杉の各 一部	n	変更後	2. 51
日 野 町	日野郡日野町久住の一部	II.	変更前	0. 46
			変 更 後	0. 40

調査を行う	変更前後別	調査地域	調査期間	調査面積(平方
者の名称				キロメートル)
南部町	変更前	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、	平成20年3月31日まで	3. 39
		倭、西、法勝寺、天萬、宮前、諸		
		木、田住、市山及び朝金の各一部		
	変更後	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、		2. 66
		天萬、宮前、諸木、田住、市山及	"	
		び朝金の各一部		
日 南 町	変更前	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿	,,	9. 19
		毘縁、下石見及び花口の各一部	"	
	変更後	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿		13. 14
		毘縁、下石見、花口及び新屋の各	"	
		一部		